

議案第5号

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部
改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
つくば市条例第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第
34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（同令の改正に係る経
過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

内閣府令を引用する形式に改めることにより、同府令に定める基準を即時に反映するため、この条例案を提案するものである。

議案第5号

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の全部改正についての説明資料

つくば市こども・保健部幼児保育課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

本条例は児童福祉法の規定に基づき内閣府令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に従い、定めたものである。

当該府令については必ず適合しなければならない「従うべき基準」の改正が多く、また、「参酌すべき基準」についても、現状地域の考慮すべき事情もないことから府令のとおり対応している。

このことから当該基準は、府令の例によるものとし、法律及び府令等の改正に迅速かつ柔軟に対応するため、条例の全部を改正するもの

○ 他自治体の状況等

基準府令のとおりとしている市町村

愛媛県松山市、千葉県鎌ヶ谷市、船橋市、愛知県岡崎市 等

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

法律及び内閣府令等の改正に迅速かつ柔軟に対応することで、適切な事務執行に資する。